

令和8年度 非申込FAX返信票

当協会へ再商品化委託を申し込まない場合は、その理由に該当する項目に□を付け、当協会宛にFAXにてご返信ください。

当社は以下の理由により、令和8年度は委託申込みしないことを連絡します。

1. 対象となる容器包装の利用・製造等は行っているが、以下の「小規模事業者」または「事業系費消のみ」に該当する。
(注) 本項目に□を付けた方は、適用除外理由を次のア～エの中から選択し、□を付けてください。

		業種	従業員数・総売上高
	ア	製造業等	20人以下かつ2億4千万円以下
	イ	卸・小売業・サービス業	5人以下かつ7千万円以下
	ウ	その他団体 (組合、公益または一般社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人)	20人以下かつ2億4千万円以下
	エ	利用・製造した容器包装が、最終的に家庭から排出されない (全て飲食店や企業などで排出される場合を「事業系費消」という)	

※ア～ウを選択した場合、会社全体の従業員数と年間総売上高をご記入ください

従業員数 人 売上高 千円

2. 計算の結果、委託料金が0円となるため。
3. 令和8年度は、事業系を含めたすべての対象となる容器包装の利用・製造等を行わないため。(再開の見込みあり)
4. 平成12年度以降、事業系を含めたすべての対象となる容器包装の利用・製造等を行っていないため。
5. 容器包装の利用・製造等に係る事業の廃止。(廃業・合併・分割・譲渡 等)
(注) 本項目に□を付けた方は、裏面の「事業の廃止に関する通知」を必ずご記入のうえ、当協会宛に郵送ください。
6. 令和8年度については、容器包装リサイクル法第18条または第15条に基づく主務大臣による「自主回収」または「独自ルート」の認定を受けたため。
(注) 国の認定証の写しをこの返信票とともに当協会宛にご郵送ください。
7. 同一法人で2つの特定事業者コードを所持しており、すでに別の特定事業者コードから申請しているため。
(申請に使用しているコード 4)
(注) 今後の申請で使用しない不要な特定事業者コードは、下記「●特定事業者コード」欄にてご連絡ください。
8. その他の理由で委託申込は行わない。
(理由:)

●項目は記入必須項目です。

●特定事業者名		カナ										
●特定事業者コード		4	<input type="text"/>	●主たる業種 (①～⑯) *下表より番号を1つ記入								
●代表者名		カナ								●代表電話番号	—	—
●所在地 *書類送付先 住所	都道府県 市区町村名											
	番地・ビル名 等											
●担当者氏名		カナ								担当部署		
●担当者電話番号		—				—				●担当者FAX番号	—	

*主たる業種

製造業等	①: 食料品製造業 ②: 清涼飲料・茶・コーヒー製造業 ③: 酒類製造業 ④: 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 ⑤: 医薬品製造業 ⑥: 化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業 ⑦: 農林・漁業 ⑧: その他の製造業等(建設業、運輸・通信業、不動産業等含む)
商業・サービス業	⑨: 酒類卸売・小売業 ⑩: 医薬品卸売・小売業 ⑪: 食料品卸売・小売業 ⑫: 苗、種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業 ⑬: その他の卸売・小売業 ⑭: サービス業 ⑮: ⑨～⑭以外のその他の業種

＜本通知の送付先＞ 〒130-8799 本所郵便局私書箱15号 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター

※本書類は郵送にてご送付ください(宅急便、宅配便、メール便等での送付はできませんので、ご注意ください)

※消せるボールペンは使用しないでください

事業の廃止に関する通知

郵送

特定容器包装の利用または製造等に係る事業の全部を、下記の理由により廃止することを連絡します。

特定事業者名			
特定事業者コード			
代表者 氏名			(印) ※担当者印可
所在地			
電話番号		担当者氏名	
今後の連絡先 (所在地、電話番号等)	〒	電話番号:	— — —

1. 特定容器包装の利用または製造等に係る事業の全部を廃止する場合は、次の (ア) ~ (ク) のいずれかに○印をつけてください。

- (ア) 破産
- (イ) すべての事業を廃止し法的手続によらないで任意に廃業（私的整理）※この場合には全債権者に対して、配当を行ったことを証する書面及び私的整理による廃業を通知した書面を添付してください。
- (ウ) 解散（下記(エ)の合併に伴う解散を除く）
- (エ) 合併に伴う解散（合併により消滅会社となる）※合併の記載のある登記簿謄本原本を添付してください。
- (オ) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の自主廃業（会社分割、事業譲渡を除く）
- (カ) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の第三者への会社分割
- (キ) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の第三者への事業譲渡で、協会との再商品化委託契約にもとづく債権債務が譲渡先へ承継される事業譲渡
- (ク) 特定容器包装の利用または製造等に係る事業全部の第三者への事業譲渡で、協会との再商品化委託契約にもとづく債権債務が譲渡先へ承継されない事業譲渡

2. 上記理由による特定容器包装の利用または製造等に係る
事業全部の廃止年月日または合併、会社分割、事業譲渡期日

平成 年 月 日
令和

3. 上記1. の (エ) (カ) (キ) (ク) に○をつけた方は、今後再商品化の義務を引継ぐ（特定）事業者についてご記入ください。（※新設分割の場合は、特定事業者コード以外の箇所についてご記入ください。）

(特定) 事業者名	(カナ)	設立年月	M・T S・H R
特定事業者コード		代表者氏名	(カナ)
所在地	〒		
担当者 氏名	(カナ)	担当者電話番号	— — —

注1 事業の廃止理由が上記の (エ) (カ) (キ) の場合、貴社（組合）の特定容器包装の利用または製造等に係る事業が上記3. に記載の事業者に承継されたものとして、貴社への委託料金の返還は行いません。

注2 事業の廃止理由が上記の (オ) の容器包装に係る事業の自主廃業の場合、または (ク) の債権債務の承継が除外された事業譲渡の場合においては、事業廃止前の再商品化委託に対応した拠出委託料を事業廃止事業者に別途請求します。

◆個人情報の取り扱いについて:当協会が入手した個人情報は、当協会の再商品化に係る事業活動とそれに付随する業務及び再商品化に関わる契約の実施に必要な範囲において利用いたします。当協会が管理・保管する個人情報は、主務大臣への報告等法令に基づく場合を除き、業務委託先以外の第三者に開示したり、提供したりすることはありません。